

2020年度 第一期 賞与の算出基準報告

2020年5月度、新型コロナウイルスの影響により5月1日～15日まで休業という前代未聞の事態となりました。その期間の休業補償については労使協議を行い「1、2、3月」か「2、3、4月」のどちらか高い方で算出した平均賃金7割補償（後に10割）となりましたが、賞与の算出方法については改めて協議し以下の通りの計算方法になりました。

- ①4月～7月度(5月度は仮想營收)の売上合計で**配分率を決定します。**
- ②腰高に達していない月は、賃金協定書通り対象外となります。
※5月度は休業した為、平均売上が45,000円(税抜)以上であれば賞与の対象となります。
下記例【198,000円÷4勤務=49,500円(税抜)】 (但し、公出は含めません)
- ③実營收に配分率をかけて「配分金額」を算出します。
- ④「特別配分」については、賃金協定書通りとなります。
- ⑤51勤務の満勤ポイントは、5月度の出勤が公出をした場合満勤したものとみなします。(その他の月で満勤していなければ対象外です)

(例)

月	4月	5月	6月	7月	4月・5月・6月・7月合計 【5月分仮想營收含む】 (円)	配分率の決定 (%)	実營收合計 (円)	配分金額 (円)
出勤数	12	4	12	12				
時高	480,000		480,000	480,000				
実營收	486,000	198,000	623,000	588,000				
平均賃金		49,500			2,241,500	5.58	1,895,000	105,741
5月分仮想營收 (平均金額×11出勤)		544,500						

賞与配分	
配分率算定營收(円)	配分率(%)
1,980,000 ~ 2,499,999	5.58
2,500,000 ~ 2,619,999	6.06
2,620,000 ~ 2,749,999	6.66
2,750,000 以上	7.12

●詳しく知りたい方は組合事務所にお問い合わせ下さい。

新型コロナウイルス感染についてのガイドライン

感染者増加 濃厚接触の基準は？

緊急事態宣言が解除され夜の繁華街に人が戻り、気の緩みから感染者がまた増え始めました。更に国の政策で「GOTOキャンペーン」を行い、一気に感染者が全国に広がっています。いつ誰が感染してもおかしくない状況となっている中、正しい知識で感染を防止し混乱を防ぎましょう。

《感染期間》

新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間

《濃厚接触者の定義》

1. 距離の長さ
2. 時間の長さ

必要な感染予防策（マスクや手洗い消毒）をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合

感染者からウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうかを判断。接触確認アプリを利用すると、陽性者1m以内、15分以上の接触の可能性がある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながります。詳しくは厚労省ホームページを参照。尚、15分間感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは保健所が具体的な状況を聞いた上での判断となります。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従い、感染している可能性があるため、接触した後14日間は健康状態に注意を払い、不要不急の外出は控えること。

出勤前に熱っぽい、体調が悪いなどの症状があった場合は、会社に連絡をし、出勤せずに医師の診断を受けて下さい。

感染者または濃厚接触者の賃金補償

新型コロナウイルスに感染した場合や保険治療の適応となるので傷病の申請ができます。傷病は健保日額（社会保険の等級によって異なる）の3分の2が補償されます。また、会社で感染者が出た場合、濃厚接触にあたる者は会社からの指示で待機となるため、賃金補償は平均賃金の6割以上というのが国で定める基準となっています。有給がある乗務員に対しては、有給も認めるという対応になっています。

- マスク・手洗い・消毒を徹底することが感染予防につながります。
- マスクを取らない限り、基本的には濃厚接触者にはなりません。
- 公共交通機関を利用して通勤されている方は特に注意しましょう。
- 喫煙所等でマスクを取る方は十分な距離を保ち、対面で長時間会話はしないように心がけましょう。
- また、感染者が出て決して誹謗中傷や差別をしないで下さい。
- 感染の可能性は誰にでもあります。
- 引き続き車内でのマスク着用を徹底し、お客様が降車されたあとはこまめに手すりやドア/フの消毒をしましょう。

交通の安全と労働を考える市民会議 ミニ学習会

スーパーシティ構想の問題点を考える 《市民の暮らし方、働き方》

2020年7月27日、永田町の衆議院第二議員会館において交通の安全と労働を考える市民会議主催のミニ学習会が開催されました。新型コロナウイルスの感染防止策として最も大きな会場を使用し、参加も定数の半数に抑えての開催となりましたが、国会議員や秘書、労組関係の60名ほどが参加をしました。

《スーパーシティとは》

● AI（人工知能）とビッグデータを活用し、社会のあり方を根本から変えるような都市設計
● 先端技術を暮らしに実装する「まるごと未来都市」
● 技術開発側・供給側の目線ではなく住民目線で未来社会を前倒し実現

● 日本では必要な要素技術は、ほぼ揃っているが実践する場がない。また「規制の壁」があつて実現しない

アジア太平洋洋資料センターの内田聖子事務局長は「スマートシティ構想を更に進めたものがスーパーシティであり、権力者が意欲的に何でもできてしまう「住民合意」の仕組みができておらず、個人情報保護、さらに事故やサイバーテロなどが起きた際に、誰が責任を負うのかなど、問題が曖昧」と指摘。また「スーパーシティ法は夢のような話ばかり、まずはコロナ禍対策など現場の対策を優先すべきであり、不要不急のものではないのか」と問題提起し、「IoTやインターネットの先端技術を用い、基礎インフラと生活インフラを効率的に運営し、人々の生活の質を高める新しい都市を目指すスマートシティには多くの都市が立候補、これをさらに進めたのがスーパーシティ法であり、AIとビッグデータを活用して社会のあり方を根本から変える都市計画を目指す。現状では規制の壁があるため、地域を限定し、何でもできるようにする法律」とし、「自治体の応募はこれからだ、住民合意ができていないか、個人情報保護、事故や事件、サイバーセキュリティなどに問題がある」として、主権が外

資系を含めて民間企業になることから「自治体が企業の実験場になる懸念もある」と問題提起しました。

プラットフォームビジネスとフリーランス

明治大学の山崎憲教授は、プラットフォームビジネスとフリーランスについて、「欧米ではすでに公平な社会分配ができていない」としてプラットフォームビジネスは議論されていない。日本は良い所ばかり示されているがAIのアルゴリズム運用の透明性や、プラットフォームによる情報の独占など、いわゆる『普通の人』を対象とした長期目標と戦略が決定的に欠けている」と問題提起し、経済政策が主導とする日本のプラットフォームを見逃していることについて「経済政策の下で考慮されていないものたち、雇用社会、製造業としての優位性、ものづくり、学校制度や社会の歴史、伝統、地域の暮らし、文化などに目を向けるべき」と講義しました。

ライドシェアの最新の海外動向

国際運輸労連の浦田誠政策部長は、世界各地のUberなどライドシェアの現状について「新型コロナウイルスは状況を大きく変えた」とし「Uberを相手取り走行距離などのアルゴリズムを運転者に公開せよと要求する訴訟も起きている。問題なのはデータを誰が管理しているのか？ AIに全て任せて良いのか？」と問題を指摘しました。

主催側の宮里弁護士は、「市民会議は移動の安心、安全の立場からプラットフォームによるライドシェアなどの導入阻止活動に取り組んでおり、スーパーシティ法は移動に関して自動輸送、IoT、データ活用による交通量、駐車管理などを掲げているため、ライドシェア導入に直結する。皆さんの認識を深めてほしい」と求めました。

第48期 第3回「明番集会」について

「新型コロナウイルス感染拡大防止」に伴い、第48期 第3回「明番集会」は開催しません。今後、予定している「秋闘」や「第47回 東洋交通労働組合定期大会」に提案や意見がある方は、書面またはメールで組合事務所までお寄せ下さい。

頂いた内容については、「執行委員会」で審議し、必要と思われる内容・意見等は、「中央委員会」にて提案に追加するかどうかを審議します。

尚、書面・メールで送信する際は、必ず「社員番号」「氏名」を明記して下さい。明記されていない意見、要望については、無効とさせていただきます。

メールアドレス bwz22378@nifty.com
書面でお送り頂く場合、「書式」は問いません。
但し、読める字でお願いします。



締切 2020年9月18日(金)